



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL <https://tax-aozora.com>

熱中症がもっとも心配な季節を迎えます。皆様、くれぐれもお気をつけください。
掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。



税務署提出用の書類 書面の様式が順次改訂へ

2026 年 9 月 24 日に予定されている国税庁の新基幹システム「KSK2」への移行に伴い、書面で提出する申告書や届出書、法定調書、納付書など、多くの税務書類の様式が順次見直されます。

◆様式の改訂◆

KSK2 の導入にあたり、書類のデータ化を効率的に行う技術（AI-OCR）が取り入れられ、これに対応するため、税務署提出用の税務書類について、一部書面の様式が見直されます。具体的には、様式により文字ごとの区切り枠が外れ、下図のような要素が追加されます。

また、税務署窓口配付用の所得税徴収高計算書（納付書）については、これまでの A4 三つ折りサイズ程度の複写式から、A4 サイズの単票式へ変更されます。ただし、年末調整時期に税務署から送付される納付書は、引き続き複写式の様式となる予定です。

◆今後の予定◆

新様式は順次公表され、受付が開始されます。様式によって、公表や受付開始の時期が異なります。ご注意ください。

◆用紙サイズも変更◆

税務署に書面で提出する法定調書（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、各種支払調書など）については、用紙サイズが変更されます。

【改訂後の「年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（令和七年分以降用）」（一部抜粋・ドラフト版）】

識別コードの追加（青枠部分）		様式IDの追加		様式ID	NTA1K0A020010230	★		
L01	令和	年分の所得税及び復興特別所得税の		G01	申告書			
右の余白部に以下の申告の種類を記載し、この欄に該当番号を記載してください。 1.確定 2.修正 3.準確定 4.準確定の修正								
納税地	区分	K05	郵便番号	F05	提出先		F01	
納税地	フリガナ	F03	氏名	F04	職業		K02	
納税地	氏名	F04	屋号	K04	電話番号		F07	
振替	G02	青色	G03	分離	G04		国出	G05
振替	G02	損失	G06	修正	G07		特選	G08
振替	G02	電話	F07	生年月日	K01		元号	年
振替	G02	月	日	年	月		日	日
振替	G02	日	月	年	日		月	日
収入金	事業等	G09	⑦	G28	課税される所得金額	⑪	G65	
収入金	農業	G10	⑧	G29	上の⑪に對する税額	⑫	G66	
収入金	不動産	G11	⑨	G30	又は第三表の⑬	⑬	G67	
収入金	配当	G12	⑩	G31	配当控除	⑭	G68	
収入金	給与	G13	⑪	G32	住宅控除	⑮	G69	
収入金	公的年金等	G14	⑫	G33	政党等寄附金等特別控除	⑯	G70	

画像出典：国税庁 e-Tax「帳票レイアウト設計書（令和8年5月18日更新）」一部編集 ※ドラフト版のため、内容は変更となる場合があります。

参考：国税庁「国税システムの更改について」、e-Tax「国税システムの更改」他

お 仕 事 備 忘 録

- 個人事業者の税金の納付**…8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。例 ・ 個人事業税（第1期分） ・ 個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）
- 随時改定の反映（4月昇給の場合）**…随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。
- 賞与の所得税の納付**…7月に賞与を支給した事業所においては、今月の源泉徴収所得税の納付の際に、賞与の所得税も納付することを忘れないようにしましょう。
- 熱中症対策**…引き続き熱中症対策が重要になります。具体的な対策については、厚生労働省等からリーフレットが発行されていますので、これらを参考に対策を行いましょう。
- 夏季休暇にまつわる諸業務**…夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。
 - ◆配達物の扱い…休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。
 - ◆福利厚生の管理…休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。
 - ◆パソコン等のデータバックアップ…休暇中のパソコンの不具合に備え、データのバックアップを行うように周知しましょう。



医療費の自己負担はどうなる？高額療養費制度の見直し



高額療養費制度は、医療機関等で支払う医療費（保険診療分）が一定の上限額を超えた場合に、その超えた額が払い戻される制度です（上限額までは自己負担）。この上限額が、2026 年 8 月と 2027 年 8 月の 2 段階で変更される予定で、自己負担が減る場合と増える場合があります。

◆上限額は標準報酬月額で決定◆

長期療養者や低所得者に配慮した仕組みとなるため、主に療養期間が短期の場合に自己負担が増加します。一方で、新たに年単位（8 月～翌 7 月）の上限額が設けられるため、これを超えた負担の心配は軽減されます。

上限額は、所得（健康保険の被保険者の場合は標準報酬月額）に応じて設定されます。例えば年収約 770 万円のラインでは、標準報酬月額が 50 万円か 53 万円かによって自己負担の上限額が異なります（下表赤線上下）。医療保険や貯蓄など、万一の備えを考える際には、この上限額も一つの目安となります。

■ 高額療養費の自己負担の上限額：2026 年 8 月～2027 年 7 月

所得区分		月単位の上限（円）		年単位の上限額（円）
年収換算	健康保険の標準報酬月額		多数回該当の場合 ^{※1}	
約1,160万円～	83万円以上	270,300+(医療費-901,000)×1%	140,100	1,680,000
約770万円～約1,160万円	53万円～79万円	179,100+(医療費-597,000)×1%	93,000	1,110,000
約370万円～約770万円	28万円～50万円	85,800+(医療費-286,000)×1%	44,400	530,000
～約370万円 ^{※2}	26万円以下 ^{※4}	61,500		530,000 ^{※3}
住民税非課税【70歳未満】		36,900		
住民税非課税【70歳以上】 ^{※2}		25,700	24,600	290,000
住民税非課税(所得が一定以下)【70歳以上】 ^{※2}		15,700	—	180,000

■ 高額療養費の自己負担の上限額：2027 年 8 月以降

所得区分		月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
年収換算	健康保険の標準報酬月額		多数回該当の場合 ^{※1}	
約1,650万円～	127万円～	342,000+(医療費-1,140,000)×1%		
約1,410万円～約1,650万円	103万円～121万円	303,000+(医療費-1,010,000)×1%	140,100	1,680,000
約1,160万円～約1,410万円	83万円～98万円	270,300+(医療費-901,000)×1%		
約1,040万円～約1,160万円	71万円～79万円	209,400+(医療費-698,000)×1%		
約950万円～約1,040万円	62万円～68万円	194,400+(医療費-648,000)×1%	93,000	1,110,000
約770万円～約950万円	53万円～59万円	179,100+(医療費-597,000)×1%		
約650万円～約770万円	44万円～50万円	110,400+(医療費-368,000)×1%		
約510万円～約650万円	36万円～41万円	98,100+(医療費-327,000)×1%		
約370万円～約510万円	28万円～34万円	85,800+(医療費-286,000)×1%	44,400	530,000
約260万円～約370万円 ^{※2}	20万円～26万円	69,600		
約200万円～約260万円 ^{※2}	16万円～19万円	65,400		
～約200万円 ^{※2}	～15万円	61,500	34,500	410,000
住民税非課税【70歳未満】		36,900		
住民税非課税【70歳以上】 ^{※2}		25,700	24,600	290,000
住民税非課税(所得が一定以下)【70歳以上】 ^{※2}		15,700	—	180,000

※1 直近12ヶ月で高額療養費の支給を3回以上受けた場合に、4回目以降に適用される金額です。

※2 一定所得以下の70歳以上の方には、上記の他、外来特例による外来（個人ごと）の自己負担限度額が設定されています。

※3 年収換算の所得区分が「～約200万円」に該当することが確認できた方は、年間上限41万円が適用され、2027年8月以降に償還払いされます。

※4 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含みます。

お仕事カレンダー

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

8月10日(月)	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(7月分)
8月31日(月)	●6月決算法人の申告・納税、12月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下)
	●3月・9月・12月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)
	●健康保険・厚生年金保険料の納付期限(7月分)
	●個人の県民税・市町村民税の納期限(第2期分) ※市町村の条例で定める日まで
	●個人の事業税の納期限(第1期分) ※各都道府県の条例で定める日まで



～お知らせ～

真に勝手ながら **8月8日(土)～8月16日(日)** まで夏季休業とさせていただきます。
ご理解の程宜しくお願い致します。

